

消 食 基 第 2 0 3 号  
令 和 8 年 5 月 1 日

食品安全委員会  
委員長 祖父江 友孝 殿

内閣総理大臣 高市 早苗  
( 公 印 省 略 )

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

テトラニリプロール

